

# 指名業者等選定基準要綱

平成 17 年 4 月 1 日

要綱 第 1 9 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事等の請負契約を締結する場合の指名競争入札に参加する者の資格審査並びに指名業者及び随意契約の相手方とする者の選定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「建設工事等」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルによる業務委託をいう。

2 この要綱において「指名業者」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 12 第 1 項の規定により指名した建設業者等をいう。

(指名競争入札の参加資格者の資格)

第 3 条 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定による資格は、市に対して、建設工事入札参加資格審査申請書を提出した建設業者等につき、入札参加を希望する業種ごとに、市長が建設業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮って審査し決定する。

2 前項の資格審査申請及び審査について必要な事項は、市長がこれを定めて告示する。

(点数の付与)

第 4 条 前条第 1 項の審査は、客観的事項及び主観的事項に区分し、それぞれの項目について点数を付与して総合数値を算出して行う。

2 前項の数値の算出方法については、別に定める方法による。

(格付け)

第 5 条 格付けは前条に基づき算出した点数により別に定める。

(資格者名簿)

第 6 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定による資格審査を行ったときは、その結果に基づき指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、関係部課長に配布するものとする。

(資格者)

第7条 指名業者は、前条に規定する資格者名簿に登載されている建設業者等（以下「資格者」という。）の内から選考するものとする。

(業種)

第8条 指名業者は、発注工事の種類ごとに資格審査を受けた資格者の内から選定するものとする。

(標準発注金額)

第9条 指名業者の選定にあたっては、原則として、当該工事等の種類に応じて、別表第1に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した当該格付けを有する資格者から選定するものとする。

2 次に掲げる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した当該格付欄に掲げる直下位格付けを有する資格者で工事成績が良好な者の内から選定することができる。この場合当該選定する指名業者の数は、原則として、当該建設工事等の指名業者の総数の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該建設工事等が継続事業で、その前工事を施工している場合
- (2) 当該建設工事等の施工箇所に近接した場所で、他の工事を施工している場合
- (3) 当該建設工事等と密接な関連のある他の工事を施工している場合
- (4) その他特別な理由によって、その者を選定することが有利であると認められる場合。

(勘案事項)

第10条 指名業者の選定にあたっては、次の各号及び別表第2に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事施工に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適正
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 当該工事施工についての経験

(9) 技術者の状況

(指名業者の数)

第11条 選定する指名業者の数の基準は、おおむね別表第3のとおりとする。

(選定基準の例外)

第12条 緊急を要する建設工事，特別な技術を要する建設工事，共同企業体により実施する建設工事，地域の実情その他特別の理由がある場合は，第9条及び第10条の規定にかかわらず，当該建設工事に必要な指名業者を選定することができる。

(随意契約における選定基準)

第13条 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号，第2号及び第5号から第7号までの規定に基づく随意契約による場合の契約の相手方の選定については，第7条，第8条及び第10条の規定を準用する。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約による場合は，原則として当該競争入札に参加した者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか，指名競争入札参加資格審査及び指名業者選定について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 月 日要綱第113号）

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）  
格付別発注標準金額表

(1) 土木工事

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付
1,000万円以上	A
500万円以上1億円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E

(2) 建築工事

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付
1,000万円以上	A
500万円以上1億5,000万円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E

(3) 電気・管工事

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付
1,000万円以上	A
500万円以上1億円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E

(4) その他工事

請 負 対 象 設 計 金 額	格 付
1,000万円以上	A
500万円以上1億円未満	B
5,000万円未満	C
3,000万円未満	D
500万円未満	E

別表第2（第10条関係）

指名の運用基準

指 名	の 留 意 事 項
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 指名除外期間であること。</p> <p>(2) 発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから受注者として不相当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者の措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、三原市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など明らかに受注者として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であること</p>
3 工事成績	<p>(1) 工事成績評定要綱第5条第2項に定める工事成績評定表における評定点合計（以下「評定点合計」という）の平均が過去2年連続して60点未満である場合は、次のとおり指名しないこと。</p> <p>① 評定点合計の平均が過去2年連続して50点以上60点未満の者 1ヶ月間</p> <p>② 評定点合計の平均が過去2年連続して50点未満の者 3ヶ月間</p> <p>③ 評定点合計の平均が過去2年のうちいずれかの年が50点以上60点未満で、かついずれかの年が50点未満の者 2ヶ月間</p> <p>(2) 評定点合計等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 評定点合計の平均が過去2年連続して80点以上である場合は十分尊重すること。</p>

4 地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持ち工事の状況	当該地域における工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事施工について	<p>つぎの事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する労働者からの通報が市に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに受注者として不適当と認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>

別表第3（第11条関係）

指名業者選定数標準表

請負対象設計金額	選定する指名業者の数
500万円未満	5人以上
500万円以上1,000万円未満	7人以上
1,000万円以上5,000万円未満	10人以上
5,000万円以上1億円未満	12人以上
1億円以上	15人以上

（注）選定する業者の数は、これにより難い特別の事情がある場合は5人までの範囲内で増減が可能なものとする。